

令和6年度大船渡市空き家改修工事補助金実施要領

1 事業の目的

市内における空き家の利活用を図ることにより、住環境および景観の悪化を未然に防止し、地域コミュニティの活性化、移住および定住の促進に資することを目的とする。

2 補助対象となる住宅

- (1) 大船渡市空き家バンク実施要綱（平成30年大船渡市告示第63号）第8の利用希望登録者が、同要綱第2第3号の空き家バンクを利用して売買契約により取得、賃貸借契約により賃借した空き家住宅
- (2) 空き家住宅が、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第9条第1項に定める土砂災害特別区域外に存すること。
- (3) 昭和56年5月31日以前に建築された住宅にあっては、耐震診断を行い所要の耐震性能を確保するよう耐震改修を行う住宅
- (4) 壁を撤去するなど間取りを変更する住宅にあっては、耐震性能を確認し所要の耐震性能を確保するよう改修を行う住宅

3 補助対象となる改修工事

- (1) 全体の工事費から外構部に係る費用と設備機器本体（容易に取り外しができないもの除く）等の費用を除いた額が税抜き30万円以上の改修工事
- (2) 市内施工業者により施工されるもの
- (3) 対象工事について、国、県又は市の他の制度による補助金の交付を受けていないもの
- (4) 原則として、令和7年2月28日（金）までに終了するもの

4 補助対象者（居住用として活用する場合）

空き家の売買契約又は賃貸契約を締結した日から起算して1年未満で、交付決定通知を受けた日から起算して3年以上居住する者

5 補助率と補助上限額

補助率：対象工事費の1/2、補助上限額：50万円

6 申請手続き

(1) 申請方法

大船渡市都市整備部住宅管理課（本庁舎3階）に直接持参するか、郵送で申請してください。

〒022-8501 大船渡市盛町字宇津野沢15番地 電話：0192-27-3111（内線324）

(2) 申請に必要な書類等

- ① 空き家改修工事補助金交付申請書（様式第1号）

- ② 改修工事費用の明細書（見積書や内訳書など、工事内容が分かるもの）
- ③ 建物の位置図
- ④ 改修工事の設計図書又は施工箇所の見取図
- ⑤ 現況の写真
- ⑥ 空き家バンク活用奨励金交付決定通知書（空き家バンク利用希望登録通知書）
- ⑦ 売買契約書または賃貸借契約書の写し
- ⑧ 誓約書（様式第2号）
- ⑨ 市税の滞納がないことを証明する書類
- ⑩ 賃貸借契約の場合は、住宅の所有者からの改修工事を行うことについての同意書
- ⑪ 市内施工業者による施工であることが分かる書類
- ⑫ 公益性の高い事業を行う施設として利活用する場合は、事業計画書
- ⑬ その他市長が必要と認める書類

(3) 申請受付期間

令和6年4月22日（月）～12月27日（金）（郵送の場合は必着）

受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日・祝日を除く）

※ ただし、予算が無くなり次第、受付を終了します。

※ 必要書類が全て揃った時点で受付とみなします。事前に相談、申請があっても書類に不備がある場合は受付したとはみなしません。

7 申請手続き後の流れ

(1) 補助の決定等

- ・申請があったときは、その内容について審査し、補助金を交付することを決定したときは、補助金交付決定通知書にて通知（送付）します。
- ・交付決定通知書が届き次第、事業を開始してください。
- ・交付しないことを決定したときは、補助金不交付決定通知書にて通知（送付）します。

(2) 工事の変更等

交付決定後に工事の変更や中止をするときは、工事変更（中止）承認申請書を提出してください。ただし、軽微な変更については不要の場合もあるため、提出の可否については、住宅管理課に相談してください。

(3) 工事完了報告書の提出

- ・工事が完了した日から14日以内に完了報告が必要となりますので、以下の書類を提出してください。
 - ① 工事完了報告書
 - ② 改修工事代金の領収書
 - ③ 改修工事施工箇所の写真
 - ④ その他市長が必要と認める書類
- ・最終提出期限は原則として令和7年3月14日（金）までとし、報告書の提出がない申

請については、不交付決定通知書にて交付の取消しを通知します。

(4) 補助金交付額の確定

工事完了報告書の提出があったときは、その内容について審査し、適正と認めるときは補助金額を確定し、補助金交付額確定通知書にて通知（送付）します。

(5) 補助の方法

補助金交付額確定通知書を受け取った後は、補助金交付請求書を住宅管理課に提出してください。正しく記載された請求書を受理してから、指定口座に振り込むまでに2～3週間程度かかります。

(6) 交付決定の取り消し

偽りその他不正な手段により補助を受けたときは、補助金の交付の決定を取消し、既に補助金を交付した場合は返還していただきます。

8 その他

(1) 補助金に関する疑問等を解決するため、Q&A集を作成し、大船渡市ホームページに掲載します。

(2) 公益性の高い事業を行う施設としての利活用を検討している場合は、別途ご相談ください。